

Chromebook リース仕様書

- ・品名
Chromebook N = 24台
- ・方式
メンテナンスリース方式
- ・納入期限
 - (1) 令和7年11月28日
 - (2) 納入期限までに契約機器の納入が間に合わない場合は、受注者の責任において代替機器を提供すること。代替機器は当該契約機器と同等の機能・仕様を有するものとし、賃借人の業務に支障が無いように適切に対応すること。なお、代替機器の提供に関わる費用はリース料に含まれるものとし、別途請求は行わないものとする。
 - (3) 契約機器の納入日が当初の予定より早まった場合であっても、また、遅れた場合であっても、リース料が発生する開始日は契約期間の開始日を基準とする。
- ・納入場所
東成瀬村田子内字仙人下30-1 東成瀬村役場総務課
- ・構成及び数量
 - (1) Chromebook
 - (内訳) ①の仕様を満たす本体：24台
- ・構成機器の仕様

①本体

項目	仕様
メインメモリ	4GB以上
ストレージ	64GB以上
ディスプレイ	10.5型
通信機能	Wi-Fiモデル
機能	Detachable（着脱式キーボード含む）
端末一括管理サービス	Chrome Enterprise Upgrade
付属品	保護フィルム（モニターに張った状態で納品すること）
その他	納入条件としてメーカー保証または納入業者独自の保証のいずれか5年を付けること
- ・共通事項
 - (1) 契約額に含まれるもの
 - ア 納入場所までの目的物納入に要する経費一切
 - イ 端末一括管理サービスに係る初期設定費
 - (2) 契約額に含まれないもの（納入後に契約額とは別に東成瀬村に請求すること）
 - ア 端末一括管理サービスの使用料
- ・契約期間
 - (1) 令和7年12月1日から令和12年11月30日まで（予定）
 - (2) この契約は、地方自治法234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、賃借人の歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、賃借人は、この契約を変更又は解除することができるものとする。
 - (3) 賃借人は、前項に伴う解除により損失が生じたときは、賃借人に損害を請求することができるものとする。
- ・納入条件
 - (1) 新品であること。
 - (2) 故障が発生した場合でも修理対応が可能なこと。
 - (3) 取扱説明書を提出すること（ホームページに取扱説明書が公開されている場合は、公開先のURLを示すこと）。
 - (4) 担当職員の指定するIDにより、Googleアカウントを作成した状態で納入すること。
 - (5) 端末一括管理サービスについては、賃借人と受注者とが別途利用契約を締結することとし、全ての端末にインストールした状態で納入すること。
 - (6) 機器のメンテナンスについて、県内に代理店またはアフターサービスおよび技術支援が可能な営業所を有し、故障が発生した場合は速やかに技術者の派遣及び復旧できる体制で必要な物品の調達が遅滞なく可能であること。
- ・賃貸借期間終了後の取り扱い
 - (1) 賃借人は契約期間満了後、内蔵ストレージ等のデータを復元できないように削除した後、機器の回収を行うこと。
 - (2) 導入時に梱包されていた箱や添付品の一式の返却は必要としないこと。
 - (3) 撤去にかかる一切の経費はリース料に含むこと。
- ・その他
 - (1) 搬入・設置を実施する前日までに、搬入・設置の日時、搬入方法等を担当職員に連絡し了承を得ること。また、導入に際して、動作確認及び使用方法を説明すること。
 - (2) その他疑義が生じた場合は、賃借人と相談すること。